

西予市農業委員会 令和8年6月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年6月23日（火）午後1時23分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 34名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏 名	出席	欠席	議席	氏 名	出席	欠席	議席	氏 名	出席	欠席
1 番	中村 吉年	○		2 番	和氣 公三	○		3 番	宇都宮文隆	○	
4 番	土居 賢一	○		5 番	菊池 茂守	○		6 番	大久保 卓		○
7 番	大塚 好宏	○		8 番	大塚 康倫	○		9 番	小笠原 優	○	
10 番	兵頭 曉彦		○	11 番	高橋 真也	○		12 番	河野 宗利	○	
13 番	楠 義博	○		14 番	重原あゆみ	○		15 番	水口 宏文	○	
16 番	岡山 圭太	○		17 番	角藤 博文	○		18 番	堀内 昭利	○	
19 番	泉原 猛男	○		20 番	西井 敏文	○		21 番	和氣 右記	○	
22 番	瀧野 清美	○		23 番	芝 幹夫	○		24 番	三瀬 清隆	○	
25 番	水野 久利	○		26 番	矢野 数也	○		27 番	佐竹 誠二	○	
28 番	藤本 敦	○		29 番	岩本 哲也	○		30 番	三好 輝夫	○	
31 番	橋本 保徳	○		32 番	鈴木久仁翁	○		33 番	久重 儀之		○
34 番	石山 高男	○		35 番	梅川 俊一	○		36 番	宇都宮 聡	○	
37 番	井上 明宏		○	38 番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 4名 6 番 大久保 卓 10 番 兵頭 曉彦 33 番 久重 儀之
37 番 井上 明宏

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第19号 農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第20号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第5 報告第21号 農地現況証明について
- 日程第6 報告第22号 農地現況証明（農業用施設）について
- 日程第7 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6. 出席した事務局職員

事務局次長 木崎 真近 農地係長 井上 誠教 農地係主任 二宮 裕一

7. 会議の概要

木崎次長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 ただいまから令和8年6月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして中村会長があいさつを申し上げます。
中村会長	皆さん、こんにちは。中村県知事が怒っております。愛媛の高級柑橘である紅プリンセスの苗木が中国に流出した可能性があり、知事が結構走り廻っております。相手が中国だけに、一筋縄ではいかないのかなと大変危惧をしているところであります。 それから来年度、農政改革があります。農業委員会の関係では、いつも言っております中間管理機構事業の見直し、最適化推進委員を農業委員へ一本化してはどうかという話がありますが、まだ来年度のことでありますので、どのようになるかはわかりません。 また先般、県の会長会がございまして、令和7年度全国農業新聞増加部数が全国5位ということで表彰を受けて帰ってまいりました。皆さんのご協力に感謝いたします。 本日は報告事項が4件、議案が3件となっております。スムーズな進行のため、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
木崎次長	議事に移ります前に、議案書の訂正がございます。議案書6ページになります。農用地利用集積等促進計画の番号4番の案件ですが、設定期間の終期を令和27年7月31日と記載しているところ、正しくは令和28年7月31日です。27年から28年へ訂正をお願いいたします。
木崎次長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。
中村会長	ただいまから6月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中17名、農地利用最適化推進委員19名中17名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお、6番 大久保委員、10番 兵頭委員、33番 久重委員、37番 井上委員から欠席の旨、通告がありましたので報告します。
中村会長	次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
中村会長	異議なしと認めます。 それでは、18番 堀内委員、34番 石山委員のお二人にお願いします。
中村会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
中村会長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定しました。
中村会長	次に、日程第3、報告第19号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

二宮主任	議案書の２ページをご覧ください。 今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の解約が３件、使用貸借権の解約が１件となっています。以上で「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第４、報告第２０号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	議案書の３ページをご覧ください。 今月の西予農業振興地域整備計画の変更は２件です。農用地区域からの除外が２件で面積が田 84 ㎡、畑 3,976 ㎡となります。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第５、報告第２１号「農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	議案書の同じく３ページをご覧ください。 整理番号１番、申請人、宇和町坂戸、●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、12 番 河野委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第６、報告第２２号「農地現況証明（農業用施設用地）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	同じく３ページをご覧ください。 整理番号１番、申請人、宇和町常定寺、●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、８番 大塚委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第７、議案第２６号の整理番号１番については、14 番 重原委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたります。よって、重原委員退席後、整理番号１番を審査、審査終了後に入室をしていただきます。 《 14 番 重原委員 退席 》
中村会長	それでは、議案第 26 号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主任	議案第 26 号、整理番号１番について説明いたします。議案書の４ページをご覧ください。 整理番号１番の申請は、渡人、●●●●から、受人、●●●●へ賃借権の設定を行うものであります。なお、法第３条第２項各号の判断については、別添調査書の１ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。

中村会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号 1 番をお願いします。
24 番三瀬委員	整理番号 1 番の案件につきまして、24 番 三瀬が報告します。 本案件は、本年 3 月定例会において 3 条申請の所有権移転・交換として許可された案件ではありますが、交換後に渡人の体調が悪くなり、以前より他の所有農地を耕作している受入へ耕作を依頼する形となり、今回の申請に至りました。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満しております、また、申請地は農地として耕作されていることを 6 月 18 日に受入案内の下、河野農業委員と確認しました。申請人は意欲的に農業に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。以上です。
中村会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
中村会長	(質疑なし)
中村会長	質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。整理番号 1 番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、整理番号 1 番を原案のとおり許可することに決定しました。 《 14 番 重原委員 着席 》
中村会長	次に、整理番号 1 番を除く 3 件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主任	整理番号 1 番を除く 3 件を説明いたします。権利別では、所有権移転の贈与が 1 件、売買が 2 件です。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 2 ページから 4 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号 2 番をお願いします。
38 番松本委員	整理番号 2 番の案件につきまして、38 番 松本が報告します。 受入は対象地に利用権を設定し、今まで耕作していたとのことです。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを 6 月 19 日に土居農業委員と確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。

中村会長	3番をお願いします。
23 番 芝 委員	整理番号3番の案件につきまして、23 番 芝が報告致します。受入は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。渡人は農業後継者がいない中、数年前からこの地域で耕作農地を広げている受入との売買契約に至ったようです。6月17日に宇都宮農業委員と農地として耕作されていることを確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、許可要件など問題はなく周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	4番をお願いします。
36 番宇都宮委員	整理番号4番の案件につきまして、36 番宇都宮が報告します。受入は、今回初めての農地取得ということです。隣接する宅地と一緒に購入し、家庭菜園として利用するとのことでした。申請地は農地として利用できる状態であることを6月13日に大塚農業委員と確認しました。報告は以上です。
中村会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんのでこれより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」2番から4番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第26号は原案のとおり許可することに決定しました。
中村会長	次に、日程第8、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案書の4ページをご覧ください。 今月の農地法第5条第1項の規定による申請は1件です。転用場所は宇和町永長の畑、2筆、合計面積232㎡で、転用目的は自己住宅です。農地区分は、鉄道の駅から300m以内にある農地のため第3種農地と判断し、原則許可の事案と考えます。その他の要件につきましては、別添意見書5ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。

中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。1番をお願いします。
7 番大塚委員	整理番号1番を7番大塚が報告します。6月13日に宇都宮推進委員と現地確認を行いました。申請人は両親と同居しており、子どもたちの成長に伴い、今の住まいでは手狭となったため早急に住宅を建築したいということでもあります。周辺に農地はなく、敷地内を整地することで土砂流出を防止するため、支障はないものと思われます。
中村会長	現地の状況につきましては、農業委員から報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第27号、整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第27号を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
中村会長	次に、日程第9、議案第28号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は、合計17件でございます。議案書の5ページからご覧ください。 西予市長より令和8年6月9日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められています。中間管理機構への利用権の新規設定が10件、設定をする者が10名、設定を受ける者が7名、うち地域計画内の案件が8件でございます。利用権設定面積は36,153㎡、筆数が27筆です。 また7ページ、所有権の移転は7件で、移転をする者は、八幡浜市、●●●●ほか6名、所有権の移転を受ける者は、松山市、えひめ農林漁業振興機構です。所有権移転の面積は合計21,931㎡、筆数は17筆、移転の時期を令和8年8月1日、受け手への最終登記日を9月1日に想定しております。対価はそれぞれ記載しておりますとおりで、えひめ農林漁業振興機構が農地を買い受けた後、備考に記載しております地域の担い手へ売り渡される見込みです。 以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。

中村会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第 28 号を原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 28 号は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。
中村会長	以上をもちまして、本日の定例総会を終了といたします。 次回の定例総会は、7 月 23 日木曜日の午後 1 時 30 分から、当会議室で行います。
木崎次長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 午後 1 時 47 分閉会
	議事録署名委員 会 長 18 番 委 員 34 番 委 員